



文献紹介

山田、土井（編）『無縁社会の葬儀と墓』 第Ⅱ部 前代慣行の継承と変容

概要

本書は家のあり方の変化や少子高齢化の進む世の中で現れつつある、孤立死や無縁化する遺体という課題をすえて、葬儀や墓の問題に社会学的、民俗学的、歴史学的なアプローチを試みた論文集です。第Ⅱ部「前代慣行の継承と変容」では、近世から現代にいたるまでの葬墓制の変容について、位牌、両墓制、改葬制度に着目して論じられます。

キーワード：死、遺体、葬儀、位牌、両墓制、墓じまい

山田慎也、土井浩『無縁社会の葬儀と墓：死者との過去・現在・未来』（吉川弘文館、2022年）。

第1章「位牌・墓標と葬送」

第1章（谷川章雄著）では主に近世の葬送について、位牌と墓標を通した研究が紹介されます。

位牌とは死者の没年や戒名等を刻んだもので、死者の枕元に置かれて埋葬後は墓に備えられる野位牌や、家に祀る内位牌、寺院におさめて供養してもらう寺位牌などがあります。位牌は考古学においてはその分類や形の移り変わり、墓標との関係などが、民俗学においてはその起源や、位牌と関係した仏壇の成立と普及、位牌祭祀の問題が研究されてきました。仏壇の起源については、盆行事の際に先祖を祀るために設けた盆棚が常設化したという盆棚説と、中世の有力農民の持仏堂（個々人が日々礼拝する仏像である念持仏が安置されているお堂）が一般の家に取り入れられて仏間になり、縮小して仏壇になったとする持仏堂説があります。

位牌には頭部が雲形をした雲形位牌や、札の形をした札形位牌などの様々な種類、そして大きさがありますが、これは位牌の格式を反映し

ています。形式や大きさを表すというのは近世の墓標も同様であり、例えば五輪塔や宝篋印塔といった大型の墓標は将軍や大名のお墓に多くみられます。また18世紀以降には下級武士や町民、村落部の住民も墓標を作るようになりましたが、上位の戒名を持っていない家では墓標一基あたりの被葬者が多くなっていきます。ここには家意識の高揚や家の格式に対する関心が背景にあるといわれています。

位牌と近世の墓標には形態にも類似性が見られ、位牌から中世石塔や墓標へ、一方で墓標から位牌へ変化するという関係が指摘されてきました。また位牌に関連して、仏壇は江戸時代の寺請制度を背景にしているという指摘もあります。このように近世の位牌・仏壇・墓標には家を単位にした死者供養や葬送習俗が背景にあり、それらが一連の葬送習俗のなかにいかに位置づけられるかを明らかにしていくことが重要です。

第2章「両墓制の終焉と伝統の護持」

第2章（朽木量著）では両墓制の終焉についての考察がなされます。現在のお墓の多くは遺体（遺骨）を納める場所と霊を祀り石塔などを建立する場所が同じ「単墓制」ですが、**かつては死者を埋める場所（埋め墓）と祀る場所（詣り墓）が異なるという「両墓制」が多くみられました。**両墓制についてはその起源が盛んに議論されてきましたが、その消滅については等閑に付されてきました。これは近代的な衛生観や火葬の普及がその要因として自明視されてきたからですが、個別的な事例を見てみると、地域ごとの独自の論理を見て取れます。たとえば奈良県宇陀市菟田野上芳野地区では、かつて典型的な両墓制が行われていましたが、土葬の減少や、高齢化・過疎化によって地域に散在する詣り墓の管理が難しくなったことから、2005年に単墓制である「さざんか霊苑」が開設されて、お墓は集約化されました。しかしこの霊苑はかつての埋め墓のそばに建てられており、これは霊苑を埋め墓のそばに建てることで埋め墓の荒廃を防ぐという目的がありました。また奈良県旧磯城郡上之郷では、火葬の普及後も両墓制が維持されている村がありました。これは村内に神社があるから、村の外に遺体（遺骨）を埋めるという論理によるものです。一般には火葬の普及や地縁的つながりの変化によって消えていったとされる両墓制ですが、このようにその終焉の過程を見ると地域ごとの論理やこだわりを見ることが出来ます。こうした個別事例の積み重ねで、現代日本の死生観を詳細に把握できるのではないのでしょうか。

第3章「改葬制度の史的展開：「墓じまい」に至るまで」

第三章（森謙二著）は改葬についての研究です。**ここでいう改葬とは、墓やそこにおさめられて**

いる遺体、遺骨を別の場所に移すという行為を意味します。墓地や埋葬の制度は、伝統的な家制度にもとづく遺骨の「保存と継承」を前提しており、死者はこれによって保護され、その尊厳が確保されてきました。しかし現在跡継ぎの不足や墓地と地域の関係の疎遠化から「墓じまい」（お墓を撤去し使用权を墓地管理者に返還すること）が流行しています。これは遺骨を保護する担い手が消え、死者が社会の誰からも保護されなくなるという問題をはらんでいます。本章ではこうした問題意識をもとに、明治期以降の改葬についての歴史的展開を検討しています。

明治中期ごろ、国民道徳としての祖先祭祀が形成され、これを土台に公衆衛生や治安維持に焦点を当てた「墓地埋葬取締規則」ができました。しかしこの時期の改葬は、死者の尊厳性の議論のないままに、公共事業や寺院の利害に焦点を当てて展開しました。1889年の東京の都市整備計画である「東京市改正条例」では市内の小規模な墓地の移転が計画されました。この対象には、かつて寺院の境内にあり、地租改正作業の際に事実上公有地化された元境内墓地も含まれていました。しかしこの管理を行っていた寺院は公有地化に伴う反発から改葬作業に協力的でなかったため、東京では1903年に寺院に対して、こうした元境内墓地を改葬するなら、その土地を寺院に無償で払い下げるとしました。またその改葬に伴って発掘された遺骨管理や檀家との関係の問題から、寺院は境内への納骨堂設置を求め、政府は法改正を行わないままに警視庁令という形で納骨堂を認め、遺骨は墓地に埋葬するという原則が曖昧になりました。

また、従来の土葬の場合改葬は困難でしたが、明治期以降の火葬の普及によって遺体が動かしやすい遺骨となって改装が簡単になるとともに、遺骨をひとつの墳墓に合葬する家墓が形成され、この継承は家督相続の特権と象徴的に結びつきました。これによって家の引越という個別的な

家事情による改葬という新たな展開が生まれました。また人の移動の増大によって無縁墳墓が増加し、1932年には警視庁令によって無縁墳墓の改葬に根拠が与えられました。しかしこれは東京市限定の規則であり、家の移動に伴う改葬も無縁墓地の改葬も法改正を伴うものではなく、なし崩し的に行われたものでした。

ドイツなどでは改葬は死者の休息を脅かすものとして法に基づいて規制されていますが、日本ではこのような死者の尊厳は、法律ではなく祖先崇拝という道徳で規律されてきました。しかし著者によれば、祖先崇拝が大きく後退した現在、死者の尊厳性への議論なしに定められ、戦後まで引き継がれてきた墓地と埋葬に関わる法の矛盾が表面化しており、そのことは死者の意志に関わりなく行われてしまう「墓じまい」のような現象に集約的に表現されています。また、現行の墓地埋葬法では無縁のひとが埋葬される権利、つまり安らかに眠る権利が保障されていませんが、国民がどのような生き方をする

にせよ、万人にその権利が保障されるべきだと主張されています。

コメント

第Ⅱ部は近世までを視野に含めた研究であり、とりわけ第1章、2章の位牌や両墓制の話はかなり個別具体的な研究になっていることから、少し捉えにくい論点かもしれません。しかし現在の葬墓制にいたるまでの重要な歴史的前提が紹介されています。また、特に第3章は、改葬制度の歴史的展開を問うことで、現在の墓地制度に死者の尊厳性の法的な担保が欠けていることを指摘するものです。これは著者である森の独自性の高い見解で、「墓じまい」に代表される葬送の問題について立ち止まって考えることを促す論考です。しかし、それは決して旧来の家制度、墓制度に戻れということではなく、死者の尊厳という観点から法制度、社会制度の再考を促すものであるといえるでしょう。

坂本郁人
京都大学大学院文学研究科・修士課程

SMBC京大スタジオ「誰もが生・死後の尊厳を保つための持続可能な身じまい・意思決定とその支援」プロジェクト（幸せなしまい方PJ）ではさまざまな領域の意思決定を対象として文献調査を進めています。詳細は[プロジェクトのウェブサイト](#)と[調査報告アーカイブ](#)をご覧ください。
ご意見・ご感想はinfo@ethics.bun.kyoto-u.ac.jpまでお願いいたします。